

信託終了（繰上償還）決定のお知らせ

当社投資信託につきまして、下記の通り信託終了（繰上償還）が決定いたしましたのでお知らせいたします。

【信託終了（繰上償還）対象ファンド】

追加型証券投資信託

明治安田外債日本株ファンド

【信託終了（繰上償還）日】

2021年4月9日

受益者の皆さまにおかれましては、当ファンドをご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。
今後とも、当社の投資信託に一層のお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

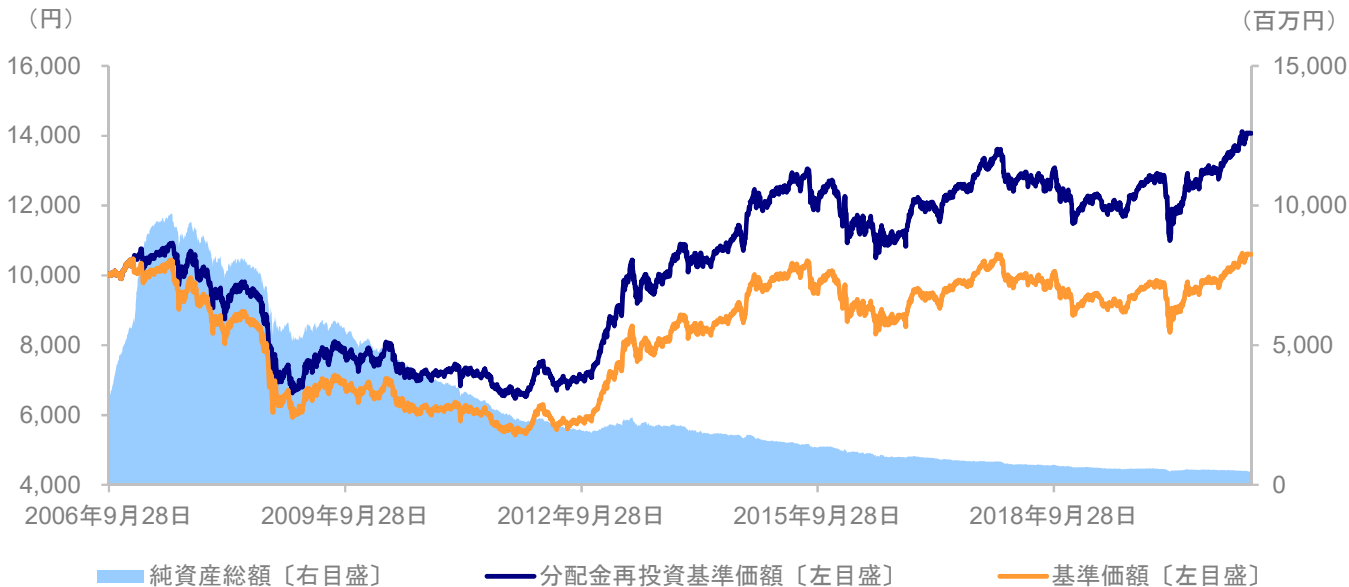
以上

2021年3月9日

東京都千代田区大手町二丁目3番2号
明治安田アセットマネジメント株式会社

明治安田外債日本株ファンド 《愛称》ミックスタブルス 追加型投信/内外/資産複合

基準価額と純資産総額の推移



※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

ファンド概況

【概要】

設定日	2006年9月28日
信託期間	2021年4月9日(繰上償還)
決算日	毎年1月、4月、7月、10月の各20日 (休業日の場合は翌営業日)
信託報酬率	後記の「ファンドの費用・税金」参照

【基準価額および純資産総額】

	2021年2月末	2021年3月末
基準価額(円)	10,372	10,605
純資産総額(百万円)	493	477

【基準価額の騰落率】

	ファンド
1カ月前比	2.25%
3カ月前比	3.99%
6カ月前比	8.39%
1年前比	19.20%
3年前比	10.74%
設定来	40.73%

【信託財産の状況】

	2021年2月末	2021年3月末
明治安田外国債券マザーファンド	60.4%	—
明治安田日本株マザーファンド	38.9%	—
金銭信託等その他	0.7%	100.0%
合計	100.0%	100.0%

※ 上記比率は純資産総額に対する割合

※ 金銭信託等その他は資金流入の影響でマイナスとなる場合があります。

※ 基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

【分配金の実績】

第46期 2018年4月	第47期 2018年7月	第48期 2018年10月	第49期 2019年1月	第50期 2019年4月	第51期 2019年7月	
25	25	25	25	25	25	
第52期 2019年10月	第53期 2020年1月	第54期 2020年4月	第55期 2020年7月	第56期 2020年10月	第57期 2021年1月	設定来 累計
25	25	25	25	25	25	2,400

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額(円)

※分配金は増減したり、支払われないことがあります。

明治安田外債日本株ファンド 《愛称》ミックスダブルス 追加型投信/内外/資産複合

基準価額変化の要因分析

(単位: 円)

	基準価額	前月末比	要因					分配金
			為替要因	債券要因	株式要因	その他要因		
2020年10月末	9,638	△195	△77	△5	△77	△11	△25	
2020年11月末	10,013	375	53	10	324	△11	—	
2020年12月末	10,223	210	52	△2	170	△10	—	
2021年1月末	10,228	5	24	△38	55	△11	△25	
2021年2月末	10,372	144	125	△172	202	△10	—	
2021年3月末	10,605	233	86	4	155	△12	—	

※要因分析の結果は当社で試算した概算値であり、基準価額変化の傾向を知る目安とお考え下さい。

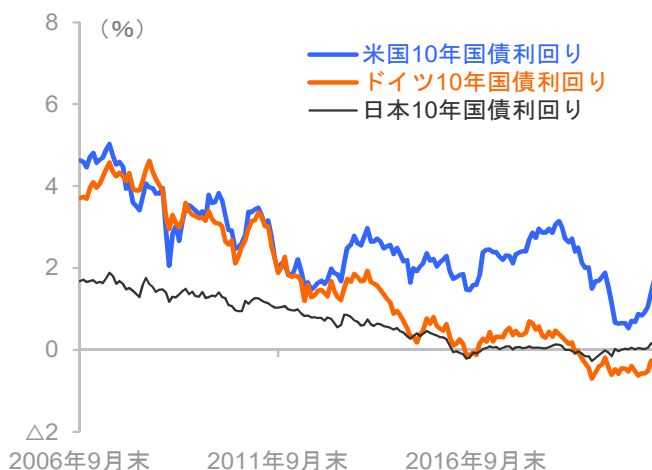
※償還対応のため、明治安田外国債券マザーファンド(債券・為替)および明治安田日本株式マザーファンド(株式)を2021年3月9日にすべて売却しました。2021年3月の各資産の基準価額への影響額は売却までの実績です。

市場動向

【主要為替レート(月末値)の推移】



【主要長期金利(月末値)の推移】



【東証株価指数(TOPIX)の推移】



【FTSE世界国債インデックスの推移】

(除く日本、ヘッジなし・円ベース)



※ 出所: Bloomberg

※ 為替レートは、一般社団法人投資信託協会が定めたレートで、投資信託の基準価額の算出の際に用いています。

最終ページの「当資料ご利用にあたってのご留意事項」を必ずご覧ください。

明治安田外債日本株ファンド 《愛称》ミックスマックス 追加型投信/内外/資産複合

市場動向・運用経過・今後の投資方針について

<市場動向>

【外国債券市場】

- ・米国債券市場において、長期金利は前月末比で上昇しました。長期金利は、追加経済対策の成立や経済指標の改善に加えて、新型コロナウイルスのワクチン接種進展によって経済活動が正常化するとの見方から上昇しました。
- ・欧州債券市場(ドイツ)において、長期金利は前月末比で低下しました。長期金利は、米国の長期金利上昇に支えられながらも、域内景気回復の遅れや新型コロナウイルス変異株の感染拡大に対する警戒感もあり、レンジ内での動きとなる中、前月末比では低下しました。

【為替相場】

- ・米ドルは、対円で前月末比上昇(円安ドル高)しました。米国長期金利の上昇を受けた日米の金利差拡大観測に加えて、米国における追加経済対策の成立や経済指標の改善、新型コロナウイルスのワクチン接種進展による早期の経済活動正常化への期待などから、円に対して上昇しました。
- ・ユーロは、対円で前月末比上昇(円安ユーロ高)しました。欧州地域における新型コロナウイルス変異株の感染拡大を受けた景気の先行き不透明感という下落材料がありましたが、米ドルの上昇につれ高し、円に対して上昇しました。

【国内株式市場】

- ・国内株式相場において、東証株価指数(TOPIX)は上昇しました。国内株式相場は、米国の追加経済対策により景気が早期に回復するとの見方から、中旬にかけて上昇しました。その後は、国内大手半導体メーカーの工場火災や欧州における新型コロナウイルス変異株感染拡大を嫌気して下落する場面がありました。月末にかけては、米国における新型コロナウイルスのワクチン接種進展によって経済活動が正常化するとの見方に支えられ、底堅く推移しました。

<運用経過>

当月は、償還に向けて、3月上旬にマザーファンドの売却を実施し、安定運用に切り替えました。当ファンドは、2021年4月9日に繰上償還予定です。

【ファンドの目的・特色】

◎ファンドの目的

明治安田外債日本株ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く主要国の公社債と日本の株式に投資を行うことにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

◎ファンドの特色

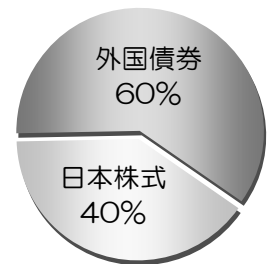
◆明治安田外国債券マザーファンドおよび明治安田日本株式マザーファンドへの投資を通じて、外国債券および日本株式へ分散投資を行います。

◆外国債券と日本株式の基本配分比率は概ね6：4とします。

基本配分比率は、各資産クラスのリスク・リターン特性およびそれらの相関関係等を勘案し、当ファンドの中長期的な運用目的に合致するよう決定します。それぞれ純資産総額に対して上下10%程度を限度として調整を行いつつ運用します。

基本配分比率(変動幅含む)	明治安田外国債券マザーファンド	50%~70%程度
	明治安田日本株式マザーファンド	30%~50%程度

なお、基本配分比率については1年に1度見直しを行い、中長期的な運用目的に合致すべく変更することがあります。



<マザーファンドの概要>

	明治安田外国債券マザーファンド	明治安田日本株式マザーファンド
主要投資対象	日本を除く主要国の公社債	わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式
運用目標	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）※1 をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。	東証株価指数（TOPIX）※2 をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。
運用会社	明治安田アセットマネジメント株式会社	明治安田アセットマネジメント株式会社

※1 FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、FTSE Fixed Income LLC が有しています。なお、FTSE Fixed Income LLC は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

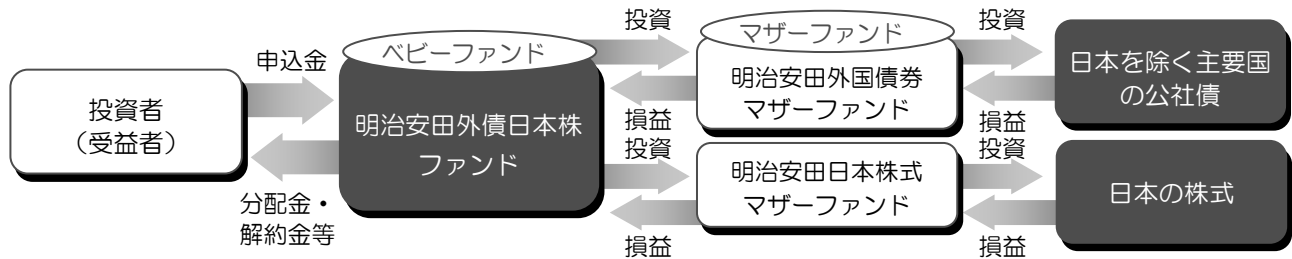
※2 東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

◆外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、運用効率の向上を図るため、外貨の構成比率の調整を行う場合があります。

◎ファンドの仕組み

- ◆当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

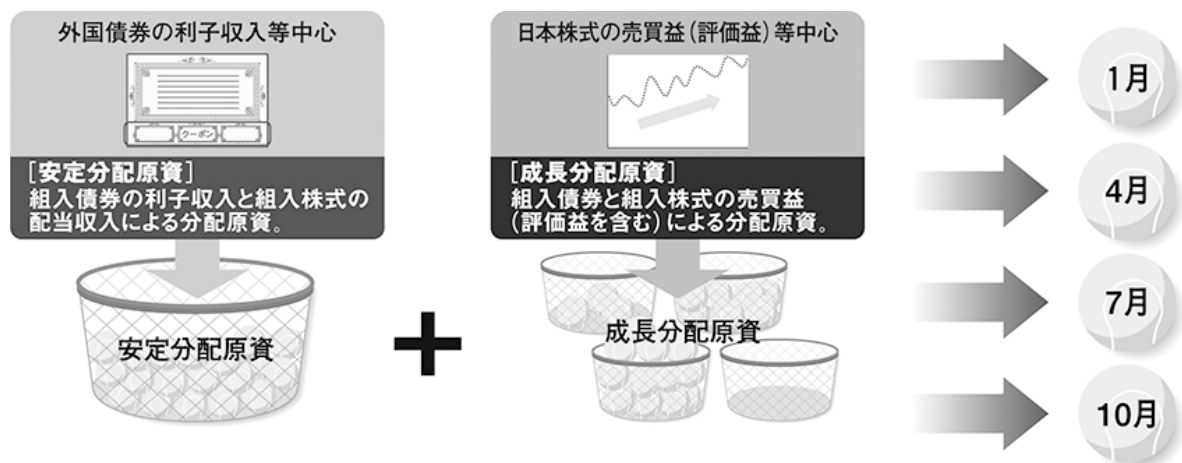
◎主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

◎分配方針

- ◆年4回（1月、4月、7月、10月の各20日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。



※ 上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

【投資リスク】

◎ 基準価額の変動要因

明治安田外債日本株ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、国内外の株式および債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

◎ 主な変動要因

債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

◎ その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

【手続・手数料等】

◎ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金 申込不可日	申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日にあたる場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止・決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2006年9月28日から2021年4月9日(繰上償還)
繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	1月、4月、7月、10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則、電子公告の方法により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/
運用報告書	1月および7月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

◎ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 2.2% (税抜 2.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社へお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年 1.188% (税抜 1.08%) の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。 <内訳>																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配分</th> <th colspan="4">料率 (年率) [各販売会社の純資産総額に応じて]</th> </tr> <tr> <th>50 億円以下の部分</th> <th>50 億円超 100 億円以下の部分</th> <th>100 億円超 200 億円以下の部分</th> <th>200 億円超 の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.484% (税抜 0.44%)</td> <td>0.429% (税抜 0.39%)</td> <td>0.374% (税抜 0.34%)</td> <td>0.352% (税抜 0.32%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.616% (税抜 0.56%)</td> <td>0.671% (税抜 0.61%)</td> <td>0.726% (税抜 0.66%)</td> <td>0.748% (税抜 0.68%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td colspan="4">0.088% (税抜 0.08%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="4">1.188% (税抜 1.08%)</td> </tr> </tbody> </table>				配分	料率 (年率) [各販売会社の純資産総額に応じて]				50 億円以下の部分	50 億円超 100 億円以下の部分	100 億円超 200 億円以下の部分	200 億円超 の部分	委託会社	0.484% (税抜 0.44%)	0.429% (税抜 0.39%)	0.374% (税抜 0.34%)	0.352% (税抜 0.32%)	販売会社	0.616% (税抜 0.56%)	0.671% (税抜 0.61%)	0.726% (税抜 0.66%)	0.748% (税抜 0.68%)	受託会社	0.088% (税抜 0.08%)				合計	1.188% (税抜 1.08%)		
配分	料率 (年率) [各販売会社の純資産総額に応じて]																															
	50 億円以下の部分	50 億円超 100 億円以下の部分	100 億円超 200 億円以下の部分	200 億円超 の部分																												
委託会社	0.484% (税抜 0.44%)	0.429% (税抜 0.39%)	0.374% (税抜 0.34%)	0.352% (税抜 0.32%)																												
販売会社	0.616% (税抜 0.56%)	0.671% (税抜 0.61%)	0.726% (税抜 0.66%)	0.748% (税抜 0.68%)																												
受託会社	0.088% (税抜 0.08%)																															
合計	1.188% (税抜 1.08%)																															
その他の費用・ 手数料	<内容>																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払い先</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類 (目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等) の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table>				支払い先	役務の内容	委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類 (目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等) の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	合計	運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率																		
支払い先	役務の内容																															
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類 (目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等) の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価																															
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価																															
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価																															
合計	運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率																															
	信託財産の監査にかかる費用 (監査費用) として監査法人に年 0.0044% (税抜 0.004%) を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行等に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。																															

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して…20.315%

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニア NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA（ニーサ）は満 20 歳以上の方、ジュニア NISA（ニーサ）は 20 歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

明治安田外債日本株ファンド 〈愛称〉ミックスダブルス

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社（委託者） 明治安田アセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社（受託者） みずほ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 以下の【販売会社一覧】をご覧ください。

【販売会社一覧】

■お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

販売会社名	登録番号	加入協会					備考
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	日本商品先物取引協会	
銀行							
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第34号	○	○		○	*
証券会社							
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	

* 現在、新規の販売を停止しております。

投資信託ご購入時の注意事項

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- 投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

※当資料ご利用にあたってのご留意事項

- 当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

設定・運用 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 405 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787

(営業日の午前 9:00～午後 5:00)

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>